

女性活躍加速のための重点方針 2018

(平成 30 年 6 月 12 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定、抜粋)

3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、女性が安全に、安心して暮らせる環境を整備することは、女性活躍の推進のための大前提となるものである。女性に対する暴力の実態（「男女間における暴力に関する調査（平成 29 年度）」。20 歳以上の男女 5,000 人を対象。）については、無理やりに性交等された被害経験のある女性は 13 人に 1 人（有効回答数：女性 1,807 人中 141 人）、配偶者からの暴力の被害経験のある女性は 3 人に 1 人（有効回答数：結婚経験のある女性 1,366 人中 427 人）と、性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力等の被害は引き続き深刻な社会問題となっている。また、近年のソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）などの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、若年層を中心に、新たな形の暴力に巻き込まれるケースも見受けられるようになってきている。さらに、昨今のセクシュアル・ハラスメント問題に対する社会的な関心の高まりも踏まえ、セクシュアル・ハラスメントの防止も含め、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組について、より一層強力に進めていく必要がある。

(1) 性犯罪・性暴力への対策の推進

①刑法一部改正法附則第 9 条に基づく性犯罪に関する各種施策の 3 年後検討に向けた調査研究の実施

刑法一部改正法附則第 9 条に基づく性犯罪に関する各種施策の 3 年後検討に向け、『『女性に対する暴力』を根絶するための課題と対策～性犯罪への対策の推進～』（平成 24 年 7 月男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会）及び衆参両議院法務委員会による附帯決議の趣旨を踏まえ、性犯罪等被害の実態を把握するための調査研究を実施する。

②性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進及び運営の安定化

性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置について、平成 32 年までに各都道府県最低 1 か所設置するとの目標を前倒しし、平成 30 年度中の達成を目指すとともに、ワンストップ支援センターにおける支援の実態や課題を把握する。

ワンストップ支援センターの運営の安定化及び質の向上を図るため、関係機関による連携の下、24 時間対応化や拠点となる病院の整備促進を含め、各地方公共団体の実情に応じた取組の支援の充実を図る。

性暴力被害者の公的相談機関への相談割合が低い実態にあることを踏まえ、SNS 等を活用した相談しやすい体制の充実等を検討する。

③犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等

犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度に要する経費を、都道府県警察費補助金により、引き続き予算確保し、同制度の全国展開に向けた充実を図る。

各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル番号（# 8 1 0 3「ハートさん」）を適切に運用するとともに、国民への更なる周知を図る。

④性犯罪捜査体制の整備

性犯罪捜査において、薬物の使用が疑われる場合も含め、被害者の身体から迅速・確実に証拠資料を採取するための資機材を警察署に整備するなど、必要な証拠の収集に努める。

各都道府県警察の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を引き続き推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等として女性警察官等を指定し、被害者が捜査の過程において受ける精神的負担の緩和に努める。また、警察庁及び都道府県警察において、性犯罪捜査に従事する女性警察官等を対象とした研修等を引き続き実施し、実務能力の向上を図る。

⑤薬物やアルコールを使用した性犯罪・性暴力に関する広報啓発

薬物やアルコールなどを使用した性犯罪・性暴力について、被害の事例や対応方法等の広報啓発を始めとする適切な対応を行う。

(2) セクシュアル・ハラスメントの根絶に向けた対策の推進

事業主（国にあっては各省各庁の長）の責務が、男女雇用機会均等法等（国にあっては人事院規則等）に基づき、制度上明確に定められている趣旨を十分に踏まえた上で、被害の防止や被害が発生した際の対応、再発防止のための措置が適切に行われるよう、プライバシーの保護を始めとする被害者への配慮、セクシュアル・ハラスメントの行為者に対する事業主による厳正な対処、研修等の実施による法令等の周知、相談窓口の整備等の対策を徹底する。また、セクシュアル・ハラスメント対策の実効性確保のための検討を行う。

これらについて、地方公共団体において、その実情に応じ、国の取扱いを参考にしながら必要な措置を講じるよう要請する。

(3) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶

①「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進

「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」（平成29年5月19日いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議決定）に基づき、引き続き、こうした問題の根絶に向け、更なる実態把握や取締り等の強化、教育・啓発の強化、相談体制の充実、保護・自立支援の取組強化等の施策を総合的に推進する。

②「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」に基づく対策の推進

「子供の性被害防止プラン（児童の性的搾取等に係る対策の基本計画）」（平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、国民各層の協力を得つつ、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害を許さない国民意識の向上、児童の心理的負担等に配慮した事情聴取に向けた関係機関の連携強化、自撮り被害（だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害をいう。）を防止するための児童や保護者に対する教育・啓発等の多角的かつ包括的な対策を総合的に推進する。

③若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討

若年層の性的搾取に係る相談・支援の実態を把握し、今後の効果的な相談・支援の在り方について検討するとともに、被害の予防・拡大防止に係る啓発媒体や被害者支援マニュアル等の作成を行う。

④若年被害女性等に対するアプローチの仕組みに関する検討

若年被害女性に対し、公的機関・施設と民間支援団体とが密接に連携し、アウトリーチや居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」等のアプローチを行う仕組みについて、モデル事業を実施し、検討する。

(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等

①市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等

市町村において配偶者暴力相談支援センターの設置が進まない都道府県における実態把握等を行いつつ、引き続き同センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。

②婦人保護事業の見直しの検討

婦人相談所等における支援について実施した実態把握の結果等を踏まえ、課題の整理を行い、社会の変化に見合った婦人保護事業の見直しについて有識者等による検討の場を設ける。その議論を踏まえつつ必要な見直しについて検討する。

③関係機関相互の連携体制の整備・強化

被害者（子供も含む。）に対する保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等の関係機関による協議会の活用を促進するほか、関係機関間のより柔軟な連携の在り方について具体的に検討・共有することにより、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の一層の整備・強化に取り組む。

④加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築に関する今後の在り方の検討

加害者更生に関する取組は被害者（子供も含む。）の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、リスクアセスメント指標を用いた機関間連携に基づく被害者支援及び加害者対応の在り方について関係省庁と連携しつつ調査研究を行い、地域社会内において、加害者更生プログラムを含む加害者対応と連動させた包括的な被害者支援体制の構築について検討する。

⑤改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の在り方の検討

平成 25 年に改正された配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の施行状況、配偶者等からの暴力に係る相談内容や被害の実態、制度の利用状況等を把握するとともに、過去に発生した重大事案の検証等を踏まえ、今後の対策の見直しと強化に向けた検討を進める。また、交際相手からの暴力被害の実態等を把握する。

(5) ストーカー事案への対策の推進

①「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施

ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増幅を図るためのリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の都道府県への補助、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチにおける地域精神科医療との連携等に係る経費の一部の都道府県への補助等、「ストーカー総合対策」（平成 27 年 3 月 20 日ストーカー総合対策関係省庁会議。平成 29 年 4 月 24 日改訂。）に基づく各種取組を実施する。

②ストーカー加害者更生に関する取組の実施

ストーカー加害者の評価を行い、ストーカー加害者自身に加害行為を認識させるとともに、関係機関とも連携して必要な支援につなげるための取組（多機関連携によるストーカー加害者更生のための取組）について調査研究する。

③ストーカー情報管理業務等の充実・強化

ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案に関し、事案の危険性等の判断をするための横断的な照会が実施できるシステムを構成するなど、ストーカー情報管理業務及び配偶者暴力情報管理業務の充実・強化を図る。

(6) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

①的確な実態把握の推進

多様な暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。

②広報、啓発の充実

様々な状況に置かれた被害者に必要な情報が届くよう、SNSなどの新たなコミュニケーションツールの活用を含め、効果的な広報・周知方策について検討するとともに、女性に対する暴力の予防と根絶に向けて、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を始めとする広く国民に対する意識啓発のための活動を行う。

③関係機関の連携の促進及び研修等の充実

女性に対する暴力に関する認識を深め、被害者の置かれた状況に十分配慮し、適切な対応をとることができるよう、警察、検察、学校、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等を始めとした各機関における連携を更に促進するとともに、職務関係者に対する研修を充実させ、支援に携わる人材の育成を図る。